

論 告 (ポイント案)

○犯人がAであることを裏付けるものは何か？

◇間接事実

- ・ 犯行に使用された采女タオルとAが所持していたタオルの結びつき
- ・ 犯行に使用されたと思われるスナック横地のマッチとAがスナック横地のマッチを所持しうる状況にあったこと
- ・ 犯行当時犯行現場付近にいた人物とAが似ていること (金髪・タバコ・身長等々)
- ・ 犯行にガソリンが使用されたところ、Aはガソリンスタンドでバイトをしておりガソリンの入手が容易であったこと
- ・ 犯行の直前にVとAが喧嘩をしていたこと

◇証人の供述は信用できるか？

相馬

- ・ 嘘を言う動機がない

種島

- ・ 捜査段階での供述について、恋人でありAをかばう立場にあるのに不利な供述
- ・ 証言の変遷に合理性がない

◇被告人の自白は任意になされた？

- ・ 通常の捜査の範囲内でなされた取り調べで任意性を疑うような事柄はない

◇A供述

- ・ 捜査段階の自白は信用できる。
- ・ 一方、公判供述では否認しているが、供述の変遷が著しく信用できない

◇総合すると

・ 間接事実に挙げられている事実を総合すると、A以外の人物が犯人である可能性はあり得ないので有罪

弁論要旨（ポイント案）

○Aが犯人とはいえないことを裏付けるものは何か？

◇間接事実

- ・犯行現場の采女タオルがAの所持品と特定できない（青色タオルは2500枚売られている）
- ・スナック横地のマッチはA以外の者でも入手できるし、Aは普段からライターを使用しているのに敢えてマッチなど使用しない
- ・相馬の目撃証言は、犯人らしき人物とAとが似ている以上のものではない
- ・ガソリンは今やセルフスタンドで誰でも入手できる
- ・Vと喧嘩したが、日常的なことであり、今回のみで放火するほどの動機にはならない

◇証人の供述は信用できるか？

相馬

- ・客観的（暗い）にも主観的（意識的に見てない、未知）にも観察条件が悪く、Aと似ているとの供述に信用性がない。

種島

- ・浮気されて仕返しに嘘をついたという供述の変遷の理由について合理性があり、捜査段階の供述より公判廷での証言の方が信用できる。

◇A供述

- ・公判廷では一貫した供述をしており、捜査段階に虚偽の自白をしてしまったことについて納得できる理由が述べられており、信用できる。

◇総合すると

- ・間接事実を積み上げてもAを犯人とするには足りず、また、自白には信用性が無く、無罪